

消費者契約法が改正されました!

～平成29年6月3日施行～

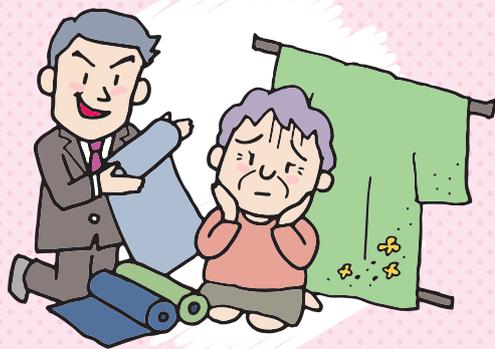
消費者契約法とは?

消費者と事業者間の情報・交渉力格差から消費者の利益を守るため、消費者契約に関する民法の特別法として制定されました(平成12年)。

その後の高齢化の進展による消費者被害の増加や社会情勢の変化等に対応するため改正されました(平成29年6月3日に改正施行)。



どう変わったの?



■次の場合には、消費者による契約の**取消し**が認められます。

- 1 勧誘時に、事業者から契約の目的となるものについてではなく、消費者の生命、身体、財産、その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情について、事実と異なることを告げられた場合
- 2 事業者が消費者にとって通常必要とする量を著しく超えていると知りながら商品を購入するよう勧誘した場合

取消し …不当な勧誘等により誤認・困惑して契約した場合、消費者が契約を**取り消す**ことができる。

■次のような契約条項は**無効**となります。

- 1 購入した商品に不具合があったり、事業者が契約内容を履行しない場合でも、一切キャンセル・返品はできないという条項
- 2 消費者が意思表示や行動しないことをもって、新たな契約の申込みとみなす条項であって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの

無効 …消費者の利益を不当に害する契約条項は**無効**となる。



「取消し」「無効」の主な事例については次のページです

消費者による契約の **取消し** が認められる事例

1 「このままでは、肌が荒れてしまう」と、身体について事実と異なることを告げられ、困惑して化粧品の購入契約をした場合

■「重要事項」の範囲拡大(4条5項3号)



2 一人暮らしの高齢者に、必要量を超えていることを知りながら布団を購入するよう勧誘し、何セットも販売した場合

■過量契約取消規定《新設》(4条4項)



※消費者による契約の取消権の行使期間(短期)は、従来の6か月から**1年に伸長**されました。

無効 となる可能性のある契約条項の例

1 「商品に欠陥があった場合でも、キャンセル・返品は一切できません。」という契約条項

■消費者の解除権を放棄させる条項は無効 《新設》(8条の2)



2 ウォーターサーバーのお試しレンタル期間中に、消費者がレンタル商品を全て返却しなかった場合、自動的に有料契約に移行するという契約条項

■消費者の利益を一方向的に害する条項は無効 《例示の追加》(10条)





コノハけいぶ

身に覚えの無い動画閲覧未納料を請求するメールは詐欺かも?!

動画閲覧
料金未納!



主な事例

- 1 SMS(ショートメッセージサービス)で、不特定多数の人にメールを送りつける。
(※大手携帯電話会社やインターネット関連会社に発信者が偽装されることがあります。)
- 2 「動画閲覧料金が未納」「本日中に連絡がないと法的手続に移行する」という内容で不安をあおり、メールに記載された連絡先に電話をさせる。
- 3 未払料金の支払方法として、コンビニエンスストアで購入できる大手通販会社のギフトカードを購入し、裏面に記載の番号を電話やメール、ファックス等で教えるよう指示してくる。

アドバイス

メールでサイトの未納料金を求められても相手には絶対に電話をせず、無視する!
動画の閲覧料を、後から電子マネーで支払うよう言われたら、詐欺を疑いましょう!!

警察相談専用電話「#9110」にご相談ください!

【警察本部生活安全総務課】

「私は大丈夫」と
思っていない
せんか?



被害にあわれた方の**9割以上**が
「自分は被害にあわない。考えたことも
ない。」とっていました!

このキーワードに注意!

- | | | |
|--------|--------------------------------------|---------------------|
| オレオレ詐欺 | ◆オレだけど
◆カバンをなくした | ◆株で損した
◆すぐに現金が必要 |
| 還付金等詐欺 | ◆市役所ですが
◆保険料、医療費の還付があるので、ATMで手続きを | |
| 架空請求詐欺 | ◆会員登録されました
◆未払い料金がある | ◆裁判になる
◆至急連絡を |

被害防止のポイント

- 第三者に絶対に現金を渡さない
(本当に息子の知り合い?)
- 相手の身分を疑う
(本当に市役所の人?)
- 相手に携帯電話番号を教えない、
折り返し電話をしない
- 常時、留守番電話設定にしておく



特殊詐欺の被害防止の
キャッチフレーズ

【県民生活部地域安全課】

今日からエコモビはじめませんか?

愛知県では、クルマ(自家用車)と電車、バス、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルを「エコモビリティライフ」(エコモビ)と名付けて、その普及・定着に取り組んでいます。日常の移動では、クルマの使用をできるだけ控え、環境にやさしい公共交通などを利用しましょう。



電車やバスの利用でCO₂削減!

1人1km運ぶのに排出するCO₂は、電車ならクルマの約9分の1、バスなら約3分の1です!

継続すればダイエットにも!

クルマで約25分の道のりを徒歩と電車で行く場合、**カロリー消費量は約2倍**になります。

公共交通機関利用は特典がいっぱい!

施設料金・飲食代金の割引など、さまざまな特典が得られます。

詳しくはこちら [エコモビ あいち 検索](#)

【振興部交通対策課】

「もったいない」を合言葉に 食品ロスを減らすためのひと工夫!

まだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」。農林水産省・環境省の推計によると国内で年間621万トン(平成26年度)あるといわれています。これは、国民1人1日当たりに換算すると、およそ**茶碗1杯分のご飯の量**に相当します。

食品ロスは、スーパー、コンビニや飲食店からだけでなく、約半分は家庭から出ています。私たち一人一人が「もったいない」という気持ちをもって、日頃の生活の中で、できることから実践していきましょう。



～ 今日から、家庭で実践! ～

- 野菜や果物の皮は過剰にむき過ぎない
生ゴミは減って、栄養は増える
- 保存方法の工夫で、食材は使い切ろう
冷蔵庫を上手に活用し鮮度を保つ
- 賞味期限を過ぎても食べられるか判断しよう
消費期限との違いを正しく理解する

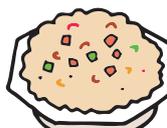


材料の
切れ端・皮など

小さくきざんで
冷蔵庫へ



具としておいしく活用しよう!



チャーハン



餃子



スープ・みそ汁

【農林水産部食育消費流通課】

消費者教育
担い手団体の
講師派遣等
取組情報を
紹介します!

愛知県では、学校・地域・職域等、様々な分野で消費者教育を実施する団体(消費者教育担い手団体)の情報を集約し、WEBサイト(あいち暮らしWEB)や啓発紙で紹介しています。

出前講座や教材貸出し等、消費者教育に関する取組の公表を希望される場合は、ぜひ下記までご連絡ください!

●問合せ先●

県民生活課消費者教育・啓発グループ
☎052-954-6603



消費者教育 担い手リスト 検索

消費生活相談窓口のご案内

トラブルにあたり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください

お住まいの市町村又は県で消費生活相談をお受けしています。

消費者ホットライン

☎188 (いやや!)

※身近な相談窓口につながります。

▼愛知県の消費生活相談窓口▼

- 愛知県消費生活総合センター
☎(052)962-0999
- 西三河消費生活相談室
☎(0564)27-0999

危険です!ながらスマホ

発行/愛知県県民生活部県民生活課 〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。

・発行月/平成29年7月